

障障発 0531 第 1 号
令和元年 5 月 31 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年 6 月 1 日から適用することとしたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対し、周知されたい。

なお、本通知の改正は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 第 1 項若しくは第 16 条第 1 項第 2 号又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 6 の規定によるやむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合を除く。）に係る費用徴収額の、令和元年 6 月の算定分から適用することとし、同年 5 月以前の算定分の取扱いについては、なお従前の例による。

また、本通知の改正の際現にやむを得ない事由による措置を行われている障害者等であって、本通知の改正後の算定基準に基づき費用徴収額の算定を行った結果、費用徴収額が増加するものについては、改正前の算定基準に基づき算定を行うこと。